

# つちや通信

私たちの事務所も、年末調整に終わりが見えてきて、そろそろ確定申告を迎える準備をしようとしています。一年でもっとも忙しい季節に突入です。例年通りのことと、特に変わった点はありませんが、一通り目を通して頂き、早目の準備をお願いします。

		確定申告を しなければ ならない人 になる人	
給与所得者で	2ヶ所以上から給与をもらっている	<input type="radio"/>	
	年金をもらっている	<input type="radio"/>	
	給与の収入が2000万円を超える	<input type="radio"/>	
	20万を超える所得がある	<input type="radio"/>	
	住宅を借入して新築、増改築をした（1）		<input type="radio"/>
	多額の医療費を支払った（2）		<input type="radio"/>
	公的機関に多額の寄付をした		<input type="radio"/>
	災害等に遭い多額の出費をした		<input type="radio"/>
	年末調整をする前に退職した		<input type="radio"/>
	年末調整の控除証明を出し忘れた		<input type="radio"/>
会社	自社から地代家賃をもらっている	<input type="radio"/>	
役員で	自社から貸付金利子をもらっている	<input type="radio"/>	
配当金をもらっている		<input type="radio"/>	
還付金の利子をもらっている		<input type="radio"/>	
保険金の 受取がある	(受取金額-掛金) > 50万円（3）	<input type="radio"/>	

以上の表が確定申告に関する主なものです。表に当てはまるものがあれば、確定申告が必要もしくは、したほうが良い場合です。

## （1）住宅借入金（取得）等特別控除

平成11年中に以下の基本要件を満たし住宅を取得、増改築を行った場合に税額の控除があります。今後15年間に渡る、いわゆる住宅ローン減税です。経過

措置で平成11年3月31日までに居住された方は、住宅等取得特別控除（6年間）とのどちらかが選択できます。詳しくはお尋ね下さい。

1. 住宅取得の場合、床面積が、50m<sup>2</sup>以上の住宅である。
2. 増改築の場合、費用が100万円以上である。
3. 金融機関等からの借入金の返済期間が10年以上である。

その他にも要件はありますので事前にお尋ね下さい。

＜必要書類＞ 住宅ローンの借入金残高証明書 住民票の写し 源泉徴収票  
建物の謄本 不動産売買契約書（工事請負契約書） 領収書

## （2）医療費控除

平成11年中に支払った医療費から保険金を引いた額が10万円を超える場合

＜必要書類＞ 医療費の領収書（レシート） 源泉徴収票

## （3）保険金の受取

毎年、保険金の申告漏れが税務署の方から指摘されています。100万円以上の保険金については、生命保険会社、損害保険会社、郵便局から税務署の方に報告が行っていますので、保険金の受取がある方は気をつけて下さい。

## 【個人事業者】

基本的な処理方法は例年と変わりありません。処理が集中致しますので、遅くとも2月中旬までには準備の方をお願いします。

＜必要書類＞ 重要書類綴 申告書 出納簿他の帳簿類 請求書・領収書  
残高証明書 棚卸表 生命保険・損害保険控除証明書  
国民年金・国民健康保険の領収書

## 【改正点】

今年の改正点は、年末調整と同じです。

### ・定率減税

平成11年中の所得税額の20%相当額で最高25万円

### ・最高税率の引き下げ

課税所得3000万円以上 50% → 課税所得1800万円以上 37%

### ・扶養控除額の引き上げ

特定扶養控除（16歳～22歳） 58万円 → 63万円

年少扶養親族（0歳～15歳） 38万円 → 48万円